

令和4年9月27日

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
ご担当者 殿

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課

職業安定法の周知について

日頃より、厚生労働行政に格別のご配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

職業安定法は、求人企業と求職者を仲介する事業者等を対象に、職業紹介や求人情報の提供の方法等について定めた法律です。

雇用関係によらない働き方であるフリーランス等については、職業安定法の対象ではありませんが、これらの方々に雇用以外の仕事を仲介するサービスには、雇用仲介サービスに類似する内容のものがあることに鑑み、職業安定法に定められたルールも参考になると考えられます。

そこで、令和4年10月から施行される改正職業安定法により雇用仲介事業者の方に適用される的確表示義務など、職業安定法のルールについてポイントをまとめたリーフレットを、フリーランス等の方に雇用以外の仕事を仲介するサービスを行う事業者向けに作成しております。

貴団体におかれましては、本取組の趣旨をご理解いただき、周知につきご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省職業安定局需給調整事業課
TEL：03-5253-1111（内線 5312）